

へいせい ねんど  
平成28年度

ほつかいどうしよう しゃ く ちいき すいしんほんぶかいぎ ぎじろく  
北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議 議事録

にちじ へいせい ねん がつ にち もく  
日時 平成28年6月2日(木)

13:00～13:53

ばしょ ちじかいぎしつ  
場所 知事会議室

## 1 かいかい 開会

ほけんふくし ぶちよう  
(保健福祉部長)

ていこく へいせい ねんど ほつかいどうしよう  
定刻となりましたので、ただいまから「平成28年度 北海道障がい  
しゃ く ちいき すいしんほんぶかいぎ かいかい  
者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会します。

わたくし ほんじつしんこう つと ほけんふくし ぶちよう むらき  
私は、本日進行を務めさせていただきます、保健福祉部長の村木  
もう ねが  
と申します。よろしくお願ひします。

かいぎ かいさい さきだ ほんぶちよう ちじ あいさつもう あ  
会議の開催に先立ち、本部長である知事からご挨拶申し上げます。

## 2 ちじあいさつ 知事挨拶

ちじ  
(知事)

かいぎ かいさい あ ひとこと あいさつもう あ  
会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

がくしきけいけんしゃ ほんぶ みなさま ほつかいどうて いくせいかいがいちよう  
学識経験者の本部員の皆様、また、北海道手をつなぐ育成会会長  
なすのさま いそが なか しゆつせき かんしやもう あ  
の奈須野様には、お忙しい中、ご出席いただき、感謝申し上げます。

どう へいせい ねん がつ ほつかいどうしよう しゃじようれい せいてい  
道では平成21年3月に「北海道障がい者条例」を制定し、こ  
れまで各般の施策に取り組んでまいりましたが、この条例の3つの柱  
ひと けんりようご かん こんねんど あら ほうりつ うご だ  
の一つである権利擁護に関し、今年度から新たな法律が動き出しまし  
た。

平成25年に成立した「障害者差別解消法」が、4月に施行され、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が、行政機関に義務づけられ、民間事業者も努力義務とされたところであります。

道では、条例を制定し、国に先んじて障がいのある方々の権利擁護に取り組んできたところであり、国全体で推進していく枠組みができたことは、道内の取組にとっても追い風になるものと考えます。

障がいのある方々への差別を解消するためには、道民の皆様には理解していただくことが最も重要であり、道としては、今後とも啓発活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えであります。

本日の会議では、昨年度の取組状況の報告及び本年度の取組方針の案を協議することとしておりまして、その後、障がい者差別解消法をテーマとする意見交換も予定しており、今回は北海道手をつなぐ育成会の奈須野会長にお越しいただき、当事者の立場からのご意見を伺いすることとしておりますので、皆様、忌憚のないご意見をお願いいたします。

今後とも、「障がいのある方々が当たり前前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という「北海道障がい者条例」の基本方針のもと、庁内関係部が連携して、取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

保健福祉部長

次に、今年度から、新たに本部員にご就任いただいておりますお二方をご紹介します。

- ・さっぽろ地域づくりネットワーク ワンオールの大久保 薫 様です。
- ・札幌弁護士会の北澤 慎之介様です。

さらに今回は、知事のご挨拶にもありましたとおり、意見交換としまして、障害者差別解消法をテーマに皆様からご意見をいただきますが、障がい者団体から、北海道手をつなぐ育成会会長の奈須野益様にもお越しいただいております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、次第により、2の平成27年度の施策の推進状況、3の平成28年度の取組方針案について、事務局から一括して説明を申し上げます。

### 3 議事

(1) 平成27年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について

資料1：に基づき、植村障がい者保健福祉課長より説明

(障がい者保健福祉課長)

まず、平成27年度「北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」について、御説明します。お手元の資料1をご覧ください。

表紙の裏面に、条例による取組の概要を記載しております。「推進本部」と右側縦長の「条例の広報」と、条例の施策の3つの柱である「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」と、全部で5つの項目で構成されており、この項目ごとに御説明いたします。

なお、時間じかんの関係かんけいもありますので、詳細しょうさいにつきましては、資料しりょうを御参照ごさんしやうくださるようお願いねがいたします。

それでは、まず、1頁ページ上段じやうだんの、「推進本部すいしんほんぶ」についてですが、昨年さくねん6月つきに、知事ちじを本部ほんぶ長ちやうとする推進本部会議すいしんほんぶかいぎを開催かいさいし、今後こんごの取組方針とりくみほうしんなどについて協議きやうぎを行うおこなとともに、学識経験者がくしきけいけんしやを委員いいんとする調査ちやうさ部会ぶかいを開催かいさいし、オホーツク圏域地域づくり委員会けんいきちいきから審議いいんかいの求めしんぎのあった個別事案こべつじあんなどについて協議きやうぎを行いましたおこな。

次に、1頁ページの下段げだんにございます、項目こうもくの2つ目め、「条例じやうれいの広報こうほう」についてでございますが、1の出前講座でまえこうざなどの実施じつしのほか、2の条例じやうれいの内容ないようを解説かいせつしたパネルによる周知広報しゆうちこうほうや障がいしょうに配慮はいりよした接し方せつかたなどについてのDVDだんたいを団体だんたい、福祉事業所ふくしじぎやうしよ、市町村等しちやうそんとうに貸し出し学習会しゆうかいなどで活用かつよういただいたほか、道民フォーラムどうみんの開催かいさいを通じ普及つうふきゆう啓発けいはつに努めたところつと。

資料しりょうの2頁ページをご覧ください。項目こうもくの3つ目め、「権利擁護けんりようごの推進すいしん」についてでございますが、まず、虐待ぎやくたいや差別さべつの解消かいしやうとして、1の条例じやうれいに基づき設置もとせつちしております全道14カ所ぜんどうしよの地域づくり委員会ちいきいいんかいにおいて、16件の協議けんきやうぎ申立もうしたてや相談そうだんについて対応たいおうを行っておりますおこな。

また、2の障害者虐待防止法しょうがいしやぎやくたいぼうしほうに基づき道庁内もとどうちやうないに設置せつちしております「北海道障がい者権利擁護センター」ほつかいどうしやうしやけんりようごに168件の相談けんそうだんやお問い合わせとあがあり、このうち31件けんについて、虐待相談ぎやくたいそうだんとして関係機関かんけいきかんへ通報つうほうするなど、法ほうに基づく通報等もとつうほうとう、必要ひつような対応たいおうを行っておりますおこな。

また、下段げだんに括弧書きかつこがで参考さんこうとして、厚生労働省こうせいろうどうしやうちやうさ調査もとに基づく26年度ねんどの北海道全体ほつかいどうぜんたいの状況じやうきやうについても掲載けいさいしております。

なお、資料の5頁から9頁に、地域づくり委員会への協議申  
立て等の受付状況及び権利擁護センターの相談・通報等対応状況  
についての資料を添付してございますので、後ほど御参照願います。

次に資料の3頁をご覧ください。道民理解の促進としまして、  
障害者虐待防止法や障害者差別解消法のわかりやすいパンフレ  
ットを作成し関係機関への配布を行いました。

次に項目の4つ目としまして、「障がい者が暮らしやすい地域づく  
り」についてでございます。

まず、地域づくり委員会の協議として先ほど申しあげた、1の地域  
づくり委員会での、申立事案の協議に加え、それぞれの地域の様々  
な課題について積極的に協議を行い、暮らしづらさの解消に努め  
ているところです。各地域づくり委員会における地域課題は、10頁  
に記載しておりますので、後ほど御参照願います。

また、地域支援体制づくりの推進として、2の振興局と地域づく  
りコーディネーターが連携し、「地域づくりガイドライン」を活用しな  
がら、市町村の相談支援体制づくりなどの取組を支援しているところ  
です。

次に、地域づくりに関連した事業として、3の障がいのある方々  
や高齢者、子どもに対し一体的にサービス等を提供する拠点施設を  
整備する「共生型基盤整備」についてでございますが、27年度にお  
いては、障がい者が対象とされている施設が岩見沢市で、1カ所国  
の交付金制度などを活用し、整備されたところです。

次に、資料の4頁をご覧ください。項目5つ目として、「障がい者

の「就労支援」についてであります。障がい者就労支援推進計画に基づき、取組として1の経済団体などの参画による「北海道障がい者就労支援推進委員会」の御意見を伺いながら、平成27年度～平成29年度を期間とする「第3期障がい者就労支援推進計画に基づき取組を、関係機関と連携しながら進めました。

具体的な取組のうち、企業との連携といたしまして、2の企業認証制度については155社に、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録するアクションについては585企業、73市町村に、それぞれ認証や登録をいただいております。

授産事業所等への官公需発注促進では、3の「特定随意契約制度」の活用などを庁内に呼びかけるなど、授産事業所等への官公需の発注を促進しているほか、条例の指定法人制度として、4の北海道障がい者就労支援センターにおいて、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注などを実施しているところです。

このほか、授産製品の販路拡大として5の大型商業施設での授産製品販売として、1つ目の丸にありますアリオ札幌などでの販売、また、最後の丸にあります昨年度からの新たな取り組みといたしまして、道庁赤れんが前庭などを活用した「北海道カフェ」の運営などの取り組みを行っています。

なお、11頁以降に、関係部等が所管する条例の関連施策の取組の概要についてまとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。

以上が、「平成27年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」でございます。

## (2) 平成28年度北海道障がい者条例の取組方針(案)について

て

資料2：に基づき、植村障がい者保健福祉課長より説明

(障がい者保健福祉課長)

続きまして、平成28年度「北海道障がい者条例の取組方針(案)」

について御説明いたします。資料2をご覧ください。

1 ページに、今年度の取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を設定しています。

まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えのもと、(1)の障がいのある方々の参画を基本とした、対話の重視、(2)の地域間格差の是正、(3)の幅広い関係者と連携・協働した施策の推進、(4)の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。

次に「重点方針」としまして、1 点目、「条例の広報」につきましては、引き続き、道職員による出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの様々な啓発資材の活用など、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。

2 点目、「権利擁護の推進」につきましては、関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施など、差別を解消するための取組の推進を行うとともに、障害者差別解消法の施行を受け、市町村における相談体制等の整備促進を行うこととし、具

体的には、市町村における既存の協議会等の活用や市町村向け説明会開催による普及啓発などの働きかけを行います。

3点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き障がいのある方々などの声を地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むほか、地域で生活する障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後の生活を支えるための「地域生活支援拠点」を整備し、総合的な相談支援体制の確保に向け、支援してまいるかんが考え。

最後に、「障がい者の就労支援」について、引き続き一般就労の推進に向け様々な機関と連携したネットワークづくりを推進いたしますとともに、障害者優先調達法に基づく道における授産事業所への発注拡大や就労支援センターによる販売機会拡大の取組などを推進することとしています。

2項以降は、平成28年度の関連施策の取組予定の概要についてまとめとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。以上で説明を終わります。

## 【関連報告】改正障害者雇用促進法の施行について

資料なし：阿部経済部長より報告

(経済部長)

関連して、説明させていただきます。

平成28年4月1日施行の改正障害者雇用促進法について、北海道労働局及び各ハローワークの説明会開催による事業主への周



ち どうちよう きよういくちよう ほつかいどうろうどうきよく れんけい しょう しゃこよう  
知や道庁と教育庁、北海道労働局と連携した障がい者雇用へ  
ようせいかつどう つう けいざいだんたい きようしゅべつだんたい たい ほうしゅうち はか  
の要請活動を通じて、経済団体や業種別団体に対し法周知を図っ  
ているところ。

どう へいせい ねん がつ にちげんざい しょう しゃこようりつ ぜん  
道の平成27年6月1日現在の障がい者雇用率は1.95%と全  
こくへいきん うわまわ ほうていこようりつ みたつせい  
国平均の1.88%を上回っているが、法定雇用率の2.0%は未達成。  
けいざいぶ とくべつしえんがっこう そつぎよう わかもの みしゅうしよくしゃ  
経済部としても、特別支援学校などを卒業する若者や未就職者  
を はじめ 一般就労を望む障がいのある方の雇用の場の確保と就業  
しえん む ちようないかんけいぶ およ れんけい はか  
支援に向け、庁内関係部及びハローワークなどと連携を図りながら  
しょう かた こようそくしん と く  
障がいのある方の雇用促進に取り組んでまいりたい。

#### ほけんふくしぶちよう (保健福祉部長)

いじよう かん ほそく じこう しつもん いけん  
以上に関しまして、補足する事項、また、ご質問やご意見はござい  
ませんか。

#### いけん (意見なし)

ほうこくじこうおよ きようぎじこう かか ぎじ いじよう  
それでは、報告事項及び協議事項に係る議事については、以上と  
いたします。つぎ いけんこうかん うつ  
次に、意見交換に移ります。

ほうとう ちじ しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
冒頭の知事のごあいさつにもありましたが「障害者差別解消法」  
へいせい ねん がつ しこう どう じゅんび おこな  
が平成28年4月に施行され、道においても、準備を行ってまいり  
ました。

ほんじつ さべつかいしょうほう しこう げんじよう かだい  
本日は「差別解消法の施行について」をテーマに現状や課題など  
いけんこうかん かんが  
を意見交換できればと考えております。

ここで、まず、<sup>どう</sup>道における<sup>とりくみじょうきょう</sup>取組状況などにつきまして、<sup>ほけんふくし ぶ</sup>保健福祉部から<sup>せつめい</sup>説明したいと思<sup>おも</sup>います。

#### 4 <sup>いけんこうかん</sup>意見交換

テーマ「<sup>しょうがいしゃ さべつかいしょうほう</sup>障害者差別解消法の<sup>しこう</sup>施行について」

<sup>しりょう</sup>資料3に基づき、<sup>もと</sup>植村<sup>うえむらしょう</sup>障がい者<sup>しや ほけんふくし かちょう</sup>保健福祉課長より<sup>ほうとうせつめい</sup>冒頭説明

<sup>せつめいご</sup>説明後、<sup>いけんこうかん</sup>意見交換

<sup>しりょう</sup>資料3を<sup>らん</sup>ご覧ください。  
(<sup>しりょう</sup>障がい者<sup>しや ほけんふくし かちょう</sup>保健福祉課長)

<sup>しりょう</sup>資料3を<sup>らん</sup>ご覧ください。

<sup>ほう</sup>1の<sup>もくてき</sup>法の目的についてではありますが、<sup>こくれん</sup>国連による<sup>しょうがいしゃけんり じょうやく</sup>障害者権利条約の<sup>ひじゆん</sup>批准に向けた<sup>む</sup>国内法の<sup>こくないほう</sup>整備の<sup>せいび</sup>一環として、<sup>いつかん</sup>2行目からありますと<sup>ぎょうめ</sup>おり、<sup>しょうがいしゃ きほんほうだい</sup>障害者基本法第4条「<sup>じょう</sup>差別の<sup>さべつ きんし</sup>禁止」の基本原則を<sup>きほんげんそく</sup>具体化し<sup>くたいか</sup>て、<sup>すべ</sup>全ての<sup>こくみん</sup>国民が<sup>しょう</sup>障がいの<sup>うむ</sup>有無によって<sup>わ へだ</sup>分け隔てられることなく、<sup>そうご</sup>相互に<sup>じんかく</sup>人格と<sup>こせい</sup>個性を<sup>そんちよう</sup>尊重し<sup>あ</sup>合いながら<sup>きょうせい</sup>共生する<sup>しやかい</sup>社会の実現に向け、<sup>じつげん</sup>障がい<sup>む</sup>を理由とする<sup>しょう</sup>差別の<sup>りゆう</sup>解消を<sup>さいしん</sup>推進することとしており、<sup>しりょう</sup>かっこにあり<sup>へいせい</sup>ますと<sup>ねん</sup>おり平成25年6月に<sup>がつ</sup>制定、<sup>せいいてい</sup>そして<sup>ほんねん</sup>本年4月に<sup>がつ</sup>施行された<sup>しこう</sup>ところ。

<sup>つき</sup>次に、<sup>どう</sup>2の<sup>とりくみじょうきょう</sup>道の取組状況の(1)、<sup>ほう しこうまえ</sup>法施行前までの<sup>とりくみ</sup>取組について<sup>しりょう</sup>であります<sup>しりょう</sup>すが、<sup>しよくいんたいおうようりよう</sup>まず、<sup>さくてい</sup>職員対応要領の<sup>しりょう</sup>策定と<sup>しりょう</sup>しましては、<sup>しょう</sup>障がい<sup>ほう</sup>福祉団体<sup>ふくしだんたい</sup>をはじめとした<sup>かんけいしや</sup>関係者と<sup>きょうぎ</sup>協議を<sup>かさ</sup>重ね、「<sup>しょう</sup>障がいの<sup>ほう</sup>ある方<sup>ほう</sup>への<sup>たいおう</sup>よりよい<sup>へいせい</sup>対応ができる<sup>ねん</sup>サポートブック」を<sup>つき</sup>平成27年12月に<sup>さく</sup>策定、<sup>しりょう</sup>本年1月からは<sup>しよくいん</sup>職員向け<sup>せつめいかい</sup>説明会を<sup>かいさい</sup>開催する<sup>しゅうち</sup>などして<sup>はく</sup>周知を<sup>はく</sup>図ったところ。

つぎ そろだん ふんそうほうしとう たいせいせいびなら しょうがいしや さべつかいしやう しえんち  
次に相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地  
いききやうぎかい せつち さき ほつかいどうしやう しやじやうれい  
域協議会の設置についてであります、先ほど北海道障がい者条例  
すいしんじやうぎやう せつめい けんいきごと しょう しや く  
の推進状況で説明しました14圏域毎にあります障がい者が暮ら  
ちいき いんかい そろだんたいおう しょうがいしや さべつかいしやう  
しやすい地域づくり委員会で相談対応し、この「障害者差別解消  
しえんちいききやうぎかい いちづ こべつあんけん ちいきかだい きやうぎ  
支援地域協議会」に位置付け、個別案件や地域課題について協議・  
かいけつ はか じやうほうこうかん おこな れんけい すいしん  
あっせんして解決を図るほか、情報交換を行うなどして連携を推進  
たいせい  
していく体制としたところ。

つぎ ほつかいどうしやう しや さべつかいしやうすいしんれんらくかいぎ かいさい  
次に北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催についてであ  
ほんねん がつ せつち かいさい ほつかいどう  
りますが、本年3月に設置し開催したところであり、オール北海道と  
しょう しや さべつかいしやう すす どう くに  
して障がい者の差別解消を進めていくためには、道のみならず国や  
しちやうそん れんけい たいへんじゆうやう かんけいぎやうせい きかん だい  
市町村との連携が大変重要であることから、関係行政機関の代  
ひやうしや こうせい じつたいはあく じやうほうこうかん おこな  
表者を構成メンバーとし、実態把握と情報交換を行った。

つぎ けいはつかつどう すいしん へいせい ねん がつ  
次に啓発活動の推進についてであります、平成27年3月にパン  
さくせい しちやうそん つう ひろ はいふ どうみん  
フレットを作成し、市町村などを通じて広く配付したほか、道民フ  
さつほろし しよ かいさい しょうがいしや さべつかいしやうほう しゆし  
ーラムを札幌市のほか2か所で開催し、障害者差別解消法の趣旨  
ちやくせつせつめい しょう かた ちやくせついけん き きかい もう  
を直接説明し障がいのある方からも直接意見を聞く機会を設けた。  
どう しちやうそん かくしゆこうほうばいたい ちいき かつやう ふきゆう  
また、道や市町村の各種広報媒体、地域FMなどを活用した普及  
けいはつ おこな  
啓発を行ったところ。

つぎ ねんど とりくみよてい そろだんたいおう  
次に、(2) 28年度の取組予定についてであります、相談対応・  
ふんそう ほうし かいけつ どうやう ちいき いんかい  
紛争の防止または解決として、これまでと同様に地域づくり委員会に  
かんけい きかん じやうほうこうかん おこな じつさい しょう  
おいて関係機関と情報交換を行うとともに、実際に障がいのある  
かた そろだん ばあい ちいき いんかい きやうぎ  
方から相談があった場合においても、地域づくり委員会による協議を  
てきせつ じつし そろだんじれい つ あ こんご たいおう む ゆうこうかつ  
適切に実施しながら相談事例を積み上げ、今後の対応に向けて有効活

よう  
用していく。

つき しちようそん とりくみ すいしん ほう ど  
次に、市町村における取組の推進についてであります、法では努  
りよくぎむ しよくいんたいおうようりよう さくてい しょうがいしゃさべつかい  
力義務とされている「職員対応要領」の策定や、「障害者差別解  
しょうしえんちいききょうぎかい せつち すべ しちようそん とく  
消支援地域協議会」の設置について、全ての市町村で取り組まれ  
るよう積極的な働きかけや支援を行っていく考えであります。

つき どうしよくいん りかいそくしん かくしよそく  
次に、道職員の理解促進についてであります、各所属において  
しよくばけんしゅう じつし つき おこな しんきさいようしよく  
職場研修を実施いただくとともに、10月に行われる新規採用職  
いんけんしゅう ひつすこうもく いちづ しよくいん ししつこうじょうおよ りかいそくしん  
員研修では必須項目に位置付け、職員の資質向上及び理解促進を  
てつてい  
徹底してまいります。

つき ほつかいどうしょう しやしべつかいしょうすいしんれんらくかいぎ かいさい  
次に、北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催についてで  
ありますが、ほう しこうしよねんど ほんねん ほんとし けいか がつ  
法の施行初年度である本年は半年を経過した10月に  
かいさい じつしじょうきょうとう かくにん よくねん がつ ほうしこう ねん じつ  
開催し実施状況等を確認するほか、翌年3月には法施行1年の実  
しじょうきょう かだい じょうほうこうかん おこな じねんどいこう む たいおう  
施状況や課題について情報交換を行い、次年度以降に向けた対応  
けんとう  
について検討してまいります。

さいご けいはつかつどう すいしん  
最後に、啓発活動の推進についてですが、わかりやすいパンフレッ  
トとして、ほつかいどうしょう しやしじょうれい しょうがいしやしぎやくたいほうしほう しょうがいしや  
北海道障がい者条例や障害者虐待防止法、障害者  
さべつかいしょうほう かいせつ あら けいはつ さくせい しちようそん つう  
差別解消法を解説した新たな啓発ツールを作成し市町村などを通  
ひろ はいふ しょう しやしけんりょうご ほう しこう はん  
じて広く配布、また、障がい者権利擁護フォーラムを法が施行され半  
とし けいか がついこう かいさい しょう ほう さら り  
年を経過した10月以降に開催し、障がいのある方などに更なる理  
かいそくしん もと  
解促進を求めます。

ほう にんちど じつし ちようさけつか こんご ふきゆう  
さらに、法の認知度アンケートを実施し、調査結果を今後の普及  
けいはつしさく かつよう ほつかいどうしょう しやしじょうれい あら さくせい  
啓発施策に活用していくほか、北海道障がい者条例や新たに作成  
しょうがいしやしべつかいしょうほう かつよう しんこうきよく  
した障害者差別解消法のパネルを活用し、14振興局をリレーし

てパネル展を開催することとしているところ。

おわりに、道としては、北海道障がい者条例に基づき、障がいがある人もない人もともに安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、差別の解消をはじめとした障がいのある方の権利擁護の推進に努めて参りたいと考えておりますので、本日お集まりの皆さんにもご理解とご協力をお願いする。

### 【意見交換】

保健福祉部長

ただいまの説明も含めまして、差別解消法施行後の状況について、意見交換を行ってまいりたいと思います。

まずは、北海道手をつなぐ育成会の奈須野会長より、お願いいたします。

### ○北海道手をつなぐ育成会：奈須野会長 発言

合理的配慮の考えについて述べたい。適切な合理的配慮が社会に定着したときに、障がい者に対する社会的障壁が解消されるものと考えている。

これには社会に対する普及啓発が重要と考え、知的障がいへの理解促進を図る上で、知的障がいを知る我々当事者団体こそが中心となって普及啓発活動を行うことが重要ではないかと考える。本日は他県の障がい者団体による普及啓発の活動を紹介したい。

兵庫県たつの市ので知的障がいに関する普及啓発を行う「ぴー

す & ピース」というサークルで、たつの市の手をつなぐ育成会のO B  
や市職員、市民有志により結成された。

活動は、あまり堅苦しく、難しく啓発するのではなく、楽しく、わ  
かりやすくをモットーに、疑似体験や漫才的な掛け合いなどによりユー  
モアをまじえた内容となっている。

先日札幌で行った札幌市手をつなぐ育成会の総会でも講演にお越  
しいいただき好評であった。全国各地からも講演依頼があり、東京都  
などは行政がたつの市を視察に訪れているとのこと。今後、札幌で  
も同じような活動ができればと考えており、他県でもそうであったよ  
うに行政の協力もお願いしたい。

### 保健福祉部長

民間本部員の皆さん、いかがでしょうか。大久保委員からお願いし  
ます。

### ○大久保委員発言

札幌市の基幹相談支援センターで相談支援に従事している立場か  
らお話ししたい。

障害者差別解消法が施行されたが、正直何かが変わったという  
感じは無く、もっと反響があると思っていたが、非常に静かな船出  
であった。

合理的配慮という言葉がキーワード。これは、今までには無い言葉  
であり、自分たちも含め定義とか概念もあまり身についていない。

合理的配慮については、これまでは障がい者やその家族が自分たち  
で行い、不自由さはご本人達が何とかするということができている、配慮  
されないことがあたりまえになっていたが、これを逆転させるという  
ことである。

具体事例として、ある電動車いすの女性の就職等に関する話  
で、現在この方は私も勤めている社会福祉法人に就職しているが、  
学生時代に社会福祉士のための実習先を探すこととなったが、実習  
先で介助が必要となることから実習先が見つからない状況となり、  
就職活動の際も同様の理由から就職先が中々見つからず、福祉  
関係職場でさえ介助への対応が難しい状況であった。

最終的に当法人に就職となったが、この方に特別な支援をして  
いるのではなく、ちょっとした周りの支援や気づきで充分対応可能で  
あり、こういう気づきこそが合理的配慮と考える。

また、宅建協会で発行している「はじめての一人暮らしガイドブ  
ック」があり、これを知的障がいを持つ方にも「わかりやすい版」を提案  
し現在作成中。障がい者の方はなかなかアパートを貸してもらえない、  
家主側も貸すことでのトラブル等で困っている状況もあり、両方が  
わかり合うためにガイドブックを作成し、気づきをどうやって促すか  
という仕掛けが大事と考える。

## ひおき いんはつげん ○日置委員発言

道の障がい者条例が先に制定されてきて、今回、国の法律も追  
いついてきた形であり、これからどのように進めていくか真価が問われ

るとき。障害者差別解消法の施行をきっかけとして、どう動くか、皆  
でどう活かすかが大事と考える。

先日オホーツクの差別解消法の勉強会に参加した際、当事者か  
らの意見を聞く機会があったが、多くの意見は個人レベルの内容であ  
り、法に定める行政機関や企業が行う合理的配慮よりも身近な個  
人間での内容のものが多く、これを社会的な問題に結びつけるのが我  
々の役割ではないかと考える。

私も重度の障がいを持つ子の親でもあるが、意見が自分で言えな  
い方の意見をどう汲み取って伝えるかが重要と考える。家族が行う  
のもよいが本当に本人の意向が代弁できているかと感じることもあり、  
こういった重度で意思を伝えられない方の代わりをしてくれるものがど  
んどん出てくる必要があると感じる。

また、福祉サービスが充実していくのは良いが、障がい者本人が  
専門職の人としか接しない状況が増えてしまい、一般の方々と接  
する機会が減ってしまうという側面もあるので、うまく両立を図って  
いくことも重要と思う。

話題として、先日人材育成関係の会議を企画した際、手話通訳の  
手配に14万円かかり費用の捻出に頭を悩ますことがあった。結  
局、道の補助金で一部支援してもらえらることとなったが、民間の場合、  
努力義務ではあるものの、こういった部分も現実として頭を悩ます  
ところであり、配慮したくても配慮しにくい現状にある。

こういった現状などをもっと気軽に相談できる場が増えると良いと  
考えており、例えばSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用も一



ほうほう かんが  
つの方法ではないかと考える。

はしもと いんはつげん  
○橋本委員発言

ごうりてきはいりよ かんが しょう かた  
やはり合理的配慮がキーワードと考える。障がいのある方にとつ  
しょうがいがくしゅう たいへんじゅうよう かんが ごうりてきはいりよ  
て生涯学習は大変重要なことだと考えており、合理的配慮につ  
しょう かた つた とりよく つづ  
いて障がいのある方に伝えていく努力は続けていかなければならな  
おも  
いと思っている。

ふくし じぎょうしょ ほうじん さべつかいしょうほう こま  
福祉事業所や法人などで差別解消法をテーマに困ったことだけで  
はなく、助かったことなども、例として出し合うのも良いのではないか  
かんが どう さくせい じれいしゅう はんえい  
と考えており、道で作成している事例集にも反映できるのではない  
か。こういったことを積み重ねてより良い事例集として有効活用でき  
かんが  
ればと考える。

すす うえ かだい もんだいとう ちようせい ひつ  
また、こういったことを進めていく上での課題や問題等で調整が必  
よう とき ちいき いんかい まどぐち すこ しょう  
要な時は、地域づくり委員会が窓口となるが、これをもう少し障がい  
かたがた ちいき たい めいじ ゆうこう かつよう  
のある方々や地域に対してクリアに明示されていけば、より有効に活用  
されていくのではないか。

きたざわ いんはつげん  
○北澤委員発言

しほう かんよ たちば はな さつぼろべんごしかい うご  
司法に関与する立場としてお話しします。札幌弁護士会の動きとし  
さべつかいしょうほう しこう かいいん しゅうち べんごし  
て差別解消法が施行されてから会員にも周知された。弁護士として  
ほうりつ はあく とうぜん あらた しゅうち  
法律を把握しているのは当然であるが、改めて周知されたというこ  
じゅうよう ほうりつ いち  
とは重要な法律と位置づけられていること。

さつぼろべんごしかい ごうりてきはいりよ とりくみ ほうりつそうだん つうじょうでんわ  
札幌弁護士会の合理的配慮の取組として、法律相談は通常電話

により予約<sup>よやく</sup>いただいて来所<sup>らいしよ</sup>してもら<sup>なが</sup>う流れであるが、聴覚障<sup>ちようかくしよ</sup>がいの  
かたがた<sup>かたがた</sup>たいおう<sup>たいおう</sup>として、ファックスによる<sup>うけつけ</sup>受付<sup>おこな</sup>を行<sup>しゆんび</sup>えるよう準備<sup>じゆんび</sup>を  
すす<sup>すす</sup>進めていたり、手話通訳者<sup>しゆわつうやくしや</sup>が同行<sup>どうこう</sup>できないかも検討<sup>けんとう</sup>を行<sup>おこな</sup>っている  
ところ。

さいばんしよ<sup>さいばんしよ</sup>裁判所<sup>ほうりつ</sup>においてもこの法律<sup>う</sup>を受けて要綱<sup>ようこう</sup>を設<sup>もう</sup>けて職員等<sup>しよくいんとう</sup>に周知<sup>しゆうち</sup>し  
ている。

ぎようむ<sup>ぎようむ</sup>つう<sup>つう</sup>業務<sup>おも</sup>を通じたエピソードとして、重い<sup>じへいしよ</sup>自閉症<sup>かた</sup>の方<sup>せいねんこうけん</sup>の成年後見人<sup>じん</sup>を  
おこな<sup>おこな</sup>行っているが、その方は普段<sup>かた</sup>グループホーム<sup>ふだん</sup>で生活<sup>せいかつ</sup>しているが、月に  
かいていどじつか<sup>かいていどじつか</sup>きせい<sup>きせい</sup>1回程度<sup>さい</sup>実家<sup>かた</sup>に帰省<sup>りよう</sup>しており、その際<sup>さい</sup>この方はバス<sup>かた</sup>を利用<sup>りよう</sup>できないた  
めタクシー<sup>りよう</sup>を利用<sup>おお</sup>することが多いが、ドライバー<sup>なにげ</sup>の何気ない声掛け<sup>こえか</sup>に対  
して、本人<sup>ほんにん</sup>が恐怖<sup>きようふ</sup>を感じたりして防衛本能<sup>か</sup>から掴み<sup>つか</sup>かかたりする場  
あ<sup>あ</sup>合もあり、ドライバー<sup>がいしや</sup>やタクシー<sup>りよう</sup>会社<sup>きよひ</sup>から利用<sup>りよう</sup>を拒否<sup>きよひ</sup>されるのではない  
かと心配<sup>しんぱい</sup>しながら利用<sup>りよう</sup>しているとのこと。

しんたいしよ<sup>しんたいしよ</sup>かたがた<sup>かたがた</sup>たいしよ<sup>たいしよ</sup>身体障<sup>め</sup>がい方々<sup>み</sup>の対処<sup>しよ</sup>はノウハウもあるが、目に見えない障<sup>め</sup>がい  
たい<sup>たい</sup>たいしよ<sup>たいしよ</sup>に対する<sup>ぶぶん</sup>対処<sup>おお</sup>はわからない部分<sup>ごうりてきは</sup>が大きいので、合理的<sup>りき</sup>配慮<sup>りき</sup>を普及<sup>ふきゆう</sup>す  
る際は、障<sup>さい</sup>がいへの理解<sup>しよ</sup>促進<sup>りかいそくしん</sup>も欠かせない部分<sup>か</sup>のため、併せて進<sup>ぶぶん</sup>めて  
いただければと考<sup>かんが</sup>える。

### ほけんふくし ぶちよう (保健福祉部長)

しよ<sup>しよ</sup>障<sup>しよ</sup>がいは障<sup>ほう</sup>がいのある方<sup>しやかい</sup>のほう<sup>がわ</sup>にあるのではなく、社会<sup>しやかい</sup>の側<sup>がわ</sup>にあ  
るのだなという視<sup>してん</sup>点<sup>してん</sup>で、これからも本当<sup>ほんとう</sup>の意味<sup>いみ</sup>でのバリアフリー<sup>しやかい</sup>社会<sup>しやかい</sup>を  
つく<sup>つく</sup>作<sup>つく</sup>っていくことが更<sup>さら</sup>に求め<sup>もと</sup>られているのではないかと考<sup>かんが</sup>える。また、  
じれいしゆう<sup>じれいしゆう</sup>さら<sup>さら</sup>事例集<sup>れい</sup>も更<sup>と</sup>にいろい<sup>い</sup>ろな例<sup>つ</sup>も取り入<sup>あ</sup>れ積み上<sup>あ</sup>げていきたいと考<sup>かんが</sup>えて

いる。

最後に、知事から一言お願いします。

## 5 知事閉会コメント

### (知事)

4月から施行されたこの法律が、施行後まだ2ヶ月しか経過していない状況であるが、行政に求められていることは、この法律の趣旨、とりわけ合理的配慮の考え方や概念についてを、個人の方々や社会へ理解してもらうための啓発等をしっかり行っていくことが、一番求められていることと思う。

また、皆様のご意見にあった合理的配慮事例集をもっと様々な方々から情報をいただくなどして充実して、道庁ホームページなどでご提供していくことも重要である。

奈須野会長からお話いただいた、兵庫県のたつの市にある「ピース&ピース」の試みが、札幌市にもできればよいと思う。

私も障がいのある方々の作業所等を見学する機会が何度かあり、本当に一生懸命作業を行っていると感じた。いわゆる健常者の方よりも大変効率よく作業を行うほどであった。

ただし、外見ではわかりにくい障がいをお持ちの方への対応などはやはり難しい部分もあり、誤解などが無いよう我々も認識をきちんと持っていく必要を改めて感じたところ。今後とも私どもでいろいろと検討させていただきたいので、宜しくお願ひしたい。

## 6 閉会

保健福祉部長

ありがとうございました。

本日のご意見を踏まえ、今後とも、各部等連携しながら、施策の推進に努めてまいりたいと思います。予定の議題はすべて終了しました。

以上をもちまして本日の会議を終了します。ご多忙の中ご出席いただきありがとうございました。

— 終了 —